

児童とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

1 教職員と児童との電話での連絡について

- ① 児童へ連絡を行う場合は、児童宅の固定電話か、保護者のスマートフォン等に連絡を行う。
- ② 児童からの連絡は、学校の電話に連絡する。

2 児童との面談や相談等の実施方法について

- ① 児童との面談や相談等は、電話（スマートフォン等を含む）やメール・SNS等を使用して行わない。
- ② 原則として校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。
- ③ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④ 1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、令和3年6月23日より実施する。